

第二十二回 参議院地方行政委員会會議録第七号

(一一一)

昭和三十年五月二十六日(木曜日)午後二時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小笠原二三男君

理事

伊能 芳雄君

小林 武治君

森下 政一君

委員

西郷吉之助君

高橋進太郎君

館 哲二君

秋山 長造君

赤松 常子君

深川タメ君

政府委員

自治政務次官

永田 亮一君

自治庁行政部長

小林与三次君

事務局側

常任委員

福永与一郎君

会専門員

伊藤 清君

会専門員

伊藤 清君

○委員長(小笠原二三男君) では、ただいまより本日の委員会を開会いたします。

前回、各委員諸君と御相談いたしました通り、地方行政の改革に関する調査を本日また続けます。そのうち、一応町村合併促進に関する件につきまして、本日調査を進めたいと存じます。

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査の件
(町村合併促進に関する件)

前回は、各委員諸君と御相談いたしました通り、地方行政の改革に関する調査を本日また続けます。そのうち、一応町村合併促進に関する件につきまして、本日調査を進めたいと存じます。

前回小林政府委員の一応の御説明がございましたが、その際自治庁から出ました資料中、町村合併促進法第三十三条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し審査の請求をしたものの事例、並びに町村合併に関する紛争等の調、この資料が出ないために本日に持ち越したものでございます。各委員にはただいま資料を配付してございますので、この際政府側の説明を求めます。

本日は政府側といたしまして政務次官永田君、政府委員として小林行政部長、説明員として宮沢行政部振興課長が出席しておられます。

○政府委員(小林与三次君) ただいまお配りいたしました資料について、簡単に御説明申し上げます。

一つは促進法第三十三条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し審査の請求をしたものの事例でございます。これはお手許に配りました三件が現在参っております。そのうちの一つは、神奈川県平塚市はか五カ村の合併でございます。この合併につきましては、この関係五カ村はそれぞれ合併の議決をいたしましたのでありまして、それで県へ申請がございましたところ、その県では関係五カ村の合併が地勢上そのまんなに大野町というのがございます。大野町のいわば飛び地合併、こういう形になっておりますので、県ではその合併は適当でない、こういう考え方で審査が進んでおらなかったものであります。その結果、県へ出しましてから四カ月の期間が経過したので、自治庁へ

参つたのでございますが、自治庁といつたしましては、関係県並びに市町村の意見を聴取いたしておりました。その結果に基づいて始末をしなくちゃならぬ、こういうふうな存じておるのでございまして、これにつきましては、関係町村間には異存がないのでございまして、今申しました通り、大野町といふのがまんなにございまして、これを經由しなければ平塚と神田その他の四カ村は結び付かないのでございまして、大野町と平塚とはほとんど連絡いたしておりました。きわめて密接な関連にある状況なのでございます。県におきましては、できるものならば全部の合併が考えられぬものか、こういうのでいろいろ指導あつてせんをしておつたのでございまして、なかなか話が進展なかつたのでございまして、最近選挙の結果関係市長が変りましたので、ほかの村の方はこの前の特例法の改正で任期が延長になっておりました。そのまゝでございまして、市長が選挙の結果更迭せられましたので、できるものならば事態を円満に解決するように、われわれとしても希望しておるのであります。新しい事態に即して事柄の進展を見きわめて、われわれとしても物を考えたい、こういうふうな存じておるのでございます。

それからいま一つの問題は、栃木県鹿沼市外一カ村、南摩村の合併でございます。これは鹿沼市と南摩村の合併の議決がございまして、県に申請したものであります。南摩村は鹿沼市でなしに隣りの栗野町という所に合併することになっておつたのであります。それと共に南摩村の中には相当賛否の意見がありまして、それで県としても処分を決しかねて今日に至つたのであります。しかしながら県におきましては、ちやうど最近地方選挙も済みまして、新しい町村合併審議会の委員の意見も聞いて、南摩村の住民の意向の帰趨を明らかにして善処したい、こういうので事柄を進めておられますので、われわれといたしましては、県の方の措置を待つて事を計らつた方がよろう、こういうので目を送つておるのであります。大体県におかれましては、積極的に今動いておられますので、いずれ右にしろ左にしろ、南摩村の住民の総意を基礎にして、あるいは審議会の新しい委員の意向を基礎にして、適切な解決がはかれるものと存じておる次第であります。

いま一つの件は、名古屋市外八町村の合併の問題でございます。これはこの八カ町村のほかに、もう二カ町村の合併の議決が先になされたのであります。それが、それが県に出まして、その二カ村は名古屋市への編入が適当として県の方で処分をいたしたのであります。この八カ町村につきましては、現在の段階では適当ではない、こういうふうなことで県の方で否決したのであります。その結果内閣総理大臣の方へ審査の請求が参つておるのでございます。それで自治庁といたしましては、直ちに法律の定めるところに従つて、現地知事並びに関係市町村の意見を聴取いたしておるのであります。けれども、ちやうど選挙が介在いたしましたので、現在のところ各町村の意見が全部出そろつておらぬのであります。むしろ意見が来ているのが少いのであります。が、いずれもそれぞれ新しい町村会なり、市長なりが出ておられますので、そういう新しい意識でそれぞれの御意見の提示があるものと見ておるのであります。その意見が出そろつたところで、妥当な処置を自治庁としていたさなくちゃならないというふうな存じておるのでございます。これが大体県の段階で片がつかないので、一応自治庁まで参つておる意見の全部でございます。

それからいま一つの町村合併に関する紛争等の調査でございます。これは合併をめぐつていろいろ新聞その他で直接お耳に入る問題もありまして、いろいろ紛争問題がありましたので、そういうものの全般的な傾向がどうなつておるだろうかというので、一応集めた資料でございます。なかなかこういう資料は正確を期しますが、点はございまして、何らかの御参考にして提出した次第でございます。一つは、町村合併に関して訴訟を提起したもので、これは合併そのものについて訴訟が提起になった事件を調べたのでございます。そのうちその事件が片づいたものも半分ほどでございます。それ以外は訴訟継続中、こういう

形になっておるのでございます。最近の一番新しい事例では、あるいは御承知かもしれませんが、福井の鯖江の市制の施行をめぐって、市の市制施行の処分が違法である、こういうので訴訟本訴が起り、その執行停止の訴訟が起ったことがございますが、そのときは内閣総理大臣といたしましては、別段市制の施行について特に非とする理由がない、またこういう行政事件の特質上、それぞれ民主的な機関によって民主的に決せられた処分の執行停止というものは適當でないというので、総理大臣が異議を申し立てた事例がございまして、その結果裁判所でも執行停止の処分を下したし、それからその後関係者の方でも本訴を取り下げまして、事態円満に解決をしている、こういう事例がございまして。これは新聞に相当出ておりましたので、あるいはお目にまつた事件かと存じております。

それから二番目は、合併に関連して刑事事件を惹起したものの、合併の結果関係者の議論が沸騰して、特に暴行といひますか傷害といひますか、そういう刑事事件にまで発展した事例を調べたのでございまして、全国で二十九件、事件として九件は落着を見て、あとはまだそれぞれ検事局なり裁判所なりに事件が係属している事件でござい

ます。それから三番目に、合併に関する町村議会の議決に際して議長採決としたもの、なるべくならば合併はわれわれといたしましては、やはり住民の大半の意向を基礎にして事が進められることを希望しているものであります

が、ときには非常に賛否の意見が分れて、すれすれになった、こういう

例もありましたので、全国的に調べた結果がこういう六件でございます。これはそれぞれ合併の際に議論が分れておりまして、合併後は必ずしもその後対立しているわけでもない、逐次問題が平穏に化しつづつある模様のようにござい

ます。それから次は、合併の申請のあったもので、都道府県知事において保留しているもの、関係町村では議決をしたが、知事がまだ県会に提案をしない、こういうものが全国で二十五件ござい

ます。そのうち先ほど申し上げました総理大臣のところに来ていたもの、この中に一応数字の上では入っているものでござい

ます。こちらの手元には来ませんが、知事の段階で握っておりまして、これは大抵一応議決がありましたが、反対が一部に相当あつて、その間の調整なり却却をはかる必要がある、こういう考え方で提案をさしあ

たり保留しておるものでござい

ます。これはいづれも新しい県会が構成されれば、また関係住民の気分の落ちつきを待つて、それぞれ知事において善処せられる事件でござい

ます。次は、知事は議院に提案をしたけれども、議会において否決または継続審査になったものでありまして、その否決の事例の一つが先ほどの名古屋の事件でござい

ます。その他継続審査になつておるものが全国で十四件ござい

ますが、十四件のうちの八件が名古屋事件でござい

ますから、それを除くと六件になつております。これも大体先ほどの知事が保留したのと同じ趣旨でありまして、多少現地における意見が分れて調整がつかなかったものだから、一応県会の選挙もあるし、地元

の選挙もあるしというので、保留になったものでござい

まして、新しい議会において、それぞれがそれぞれ新しい住民の意思を基礎にしてしかるべく善処せられるものと存じております。

次は、合併に際して住民から分離の要求のあつたもの、これは一応合併として進みますが、分村請求のあつたものの調へでござい

まして、現在におきましては、合併そのものについての反対よりも、どこか村へ行くかと、こういう問題で意見が分れるのが多いのでありまして、そのうちこの分村は、町村としては一応の方向がきまつておるが、一部地域の住民が分離を要求して

いる、こういう問題が一番多いのでござい

ます。これらもこの表を御覧願いますればわかりますように、逐次県によつては解決が非常に進んでおるところがござい

まして、それぞれ促進法が、最近はこの問題につきま

して、割と円滑に事が処理し得るようになつておる

のでござい

ます。その趣旨によつてだんだん問題が処理されておると思つたのでござい

ます。われわれの方といたしましては、結局合併を合理的に推進せしめるゆゑであると思つ

て、何と申しますか、この分村の基準というか、これは今日ちよつと持つて来るのを忘れましたが、その扱い方の基本的な考え方を一応合併推進本部にお諮りしてきまして、それを今県に流し

て、それにのつとつて住民の総意を基礎にして、しかも全体の合併が合理的

に進むようにという趣旨からうまいくことを望んでおるのであります。今後この問題をすみやかに合理的に解決をするということが、合併問題を片づける一番大事な要点の一つであらう、こ

ういうふう存じておるのであり

ます。大体これは四月一日現在でありますから、その後なお事が落ちついておるものも多いと存じておりますが、一

応これをまとめました数字の概要が以上でござい

ます。

○森下政一君 ちよつとお尋ねします

が、総理大臣に審査の請求をしたという事例が三つある、これもただいま御説明いただいたのですが、そうするとその中で、愛知県の名古屋市と名古屋

市周辺の町村との合併、この問題だけは一体県があつせんすとか何とかいふことではないが、ほかの方は大体い

ろいろ県があつせんして円満な解決を、総理大臣の判定を待つまでもなく努力しておる、こう了承していいわけ

ですか。

○政府委員(小林与三三君) ただいまお尋ねの通り、大体前の二件につきま

しては、そういう方向で今進められつ

つあります。三番目の問題につきましても、われわれといたしましては、できるだけそれをそういう方向で考

えてみたいと思つておりますが、一つはちよつと前の事情が違いますのは、あ

この県会が否決してしまつたのである

りますが、前のはまだ保留にしている

のでありますから、県並びに議会の基本的な方向がまだきまつていない

なかつた、こういうので、事情は少し違つて

きまして、ただ名古屋の問題につ

きまして、県会で保留している町村

が二カ村ありまして、この保留してい

るものにつきましては、正直に申しま

すと、新しい選挙を待つて、選挙民の意思をはつきりしておれば、その方向

を基礎にして県で善処するやうにとい

うことを、われわれとしては非公式に進めておるのであります。あとは一

県の場合はきまつてしまつたもので

から、地元でさらに調整がつけば、こ

れはこの上もない仕合せだと存じてお

ります。なるべくそう願ひたいと思

つておりますけれども、現在まだ

ぐそこまですぐ切つただけの段階には

なつていないやうであります。

○森下政一君 そりすると、県会の方

が議決してしまつていないで、保留し

ているものが二つある。これは今お

話し合ひができて合併を行おうとする

か、合併をしない方がいいときめるか、これは前にきまつていないものだから、今後議会できめると思ひますが、一旦県会が否決してしまつたというものを、白紙に戻してまた考え直すのは、ちよつと困難じゃないかと思ひ

ますが、この点……。

○政府委員(小林与三三君) 現地の実情じやなかなか困難だらうと思ひま

す。

○森下政一君 私はこの名古屋自体に知識を持ちませんし、また何の利害関係もないからわからぬが、その地方の人に聞くと、この問題は非常に紛糾して、いまだに地方民の間に容易ならぬ問題として考えられている。一に総理大臣に審査請求した結果を期待するといふことのようにですが、一体そうなつてくると、総理大臣が審査請求を受けて、物を判断をして決定をするといひ

まして、事はやはり自治庁に關係し

てくるので、自治庁長官の判断ということになると思うのです。それはさらに第一線を担当しているあなたの方の判断が一番眼目になると思うが、一体その県が妥当でないというふうな理由をつけて、県会が否決したということはどういうことなんですか、その理由は何かですか。

○政府委員(小林三三三) それで正式に促進法に基づきまして、県の合併の経緯を総理大臣が聞いて処分することになっておりますので、われわれは今正式な照会をやっておりまして、まだ県からも市からも正式の回答が参つておらないのであります。われわれ事実上聞いたことを申し上げますけれども、それは結局各町村にはいろいろ事情がありまして、町村によっては、つまり住民の意向が賛否半ばしているところがあります。相当反対もあって、合併の議決をめぐって相当事件が起つたところがある。ところによつては最近町長のリコール問題が合併にからんで起つて、そうして最近リコールの成立を見越したからでしょうか、最近辞職せられまして、新しい町長の選挙が行われる所もあります。そういうふうな、町村の中ではつきり方向がきまつていないものも一部にはあります。それからもう一つ町村としては、大体少くとも議会の意向は大方方向はきまつていて、その土地、場所の地勢、その他産業構造と申しますか、構成と申しますか、そういうような面から考えて、むしろ名古屋地域に入るよりも、隣接町村その他として、似通った産業構造の基礎において合併した方が適当じゃないか、そういう判断のもとにこれを否決した、こういうものもあるようであり

まして、町村によつてそれぞれ事情は、多少県会の方でも別々の事情によつて解決を考えているというふうなことでござります。

○森下政一君 ただいまのお話を聞くので、一応この隣接している市町村といふものが、それぞれの議会で合併することを可決したものだと思ふのですが、しかしながら実際の住民の意思が必ずしも公正に議会によつて表現されてないというふうな事情があるといふふうなことが、あるいは名古屋と合併というよりは、別に合併をする、というふうなことをおっしゃつたが、県自体の考え方としては、これらのが名古屋に合併されること、は、名古屋が非常に過大都市になること、といったような、つまり県の判断ですね、それぞれの各町村の事情をおもんばかつてのことではなく、県の考え方として、名古屋が過大都市になるというところが一つの理由に考えられるというふうなことはありませんか。

○政府委員(小林三三三) 今お話のようにな名古屋が過大都市になると申しますか、やはりそういう考え方です、この合併の問題を考えている節もかなりそれそれ考えられる点でござります。まあ名古屋はなるべく過大都市にならぬように、できれば衛星都市をそれぞれ発展させたい、こういう意向はたしかに一面あるわけですね。そういう考え方が一つと、それとともにそれぞれ具体的な事情があるというふうなことで考えているようでございます。

○森下政一君 私がいま過大都市なんというところをお尋ねしたのは、大阪で

大阪市に七カ町村が合併したいというのでそれぞれの議会が議決して申請した。ところが大阪が過大都市になるといふことを大きな理由として、知事も反対し、知事の意見に地方議会が賛成した、そのために否決したという事例がある。ところが非常にこつけないなことは、その中の一つの町だけがはずれて豊中市に合併したということ、今度は残りの町村が合併する場合においては知事も賛成だったし、それから議會も賛成するといふようなことが、わずか一年間ほどの間の時間的な違いでまるで正反対の決定を得たといふようなことがあるのですから、一つの町がはずれただけで過大都市でなくなつたといふことは、実際こつけないことだと私は思ふのですがね。そこで一体過大都市とは何のことだといふことが當時大分議論になつたわけでありまして、そういうことについて自治庁として何かお答えがまとまつておりますか。過大都市といふのは一体どういふのが過大都市なのか、そういうものは実現すべきじゃないといふようなことについて、何か自治庁自体としてのお考えがまとまつていないでしょうか。

○政府委員(小林三三三) 過大都市の問題は、非常にむずかしい問題で、いろいろの考え方を學者やその他言つておりますが、役所として過大都市とは何を意味し、これをどういふ形でどう持つていくかといふことにつきましましては、われわれとしては何ら役所としてのきまつた意見といふものはござりません。

○森下政一君 役所として、はっきりした意見といふものをまとめておいでにならぬということになると、これは

常識的に考えてみましてもいろいろ疑問が起つてくると私は思ふのです。たとえば過大都市といふのは市の包容する人口が多過ぎるといふことなのか、あるいは面積が広過ぎるといふことなのか、あるいは面積に比して人口がどうであるといふことなのか、どの点で過大都市といふようなことを言うのか、これは非常に世間にも解釈がまちまちであるし、またわからぬといふ疑義が多いと思ふのですが、それらについての判断といふものは、これは自治庁としても相当慎重を期して思ふので、一つの先例を開くことになると思ふので、これは大事な扱いをしてもらいたいと思ふのです。

さらにまた、この名古屋の問題については、私は事情がよくわかりませんが、その地方の人に聞きますと、県の名古屋との合併を一心それぞれ議決している町村に対しての取扱が、いろいろな行政面においてはなはだどうもどうかと思ふるようなへんばな扱いをしておるといふたふなことがある。たとえば補助金を与えていたのを中絶せしめるとか、施行している仕事も中絶の余儀なきに至るといふふうな目にあわせているようです。はなはだそれはフェアでないことがあるといふので、いたく憤激している向きがあるかに聞きますが、そんなことはやはりお耳に入っているでしょうか。

○政府委員(小林三三三) ただいまお尋ねのような点はもうさか何か知りませんが、われわれも多少そういうことを聞いております。それで実は御承知かもしれませんが、その前の衆議院の地方行政委員会でもその点問題になつて、いろいろ参考人を呼ばれて事

情を聴取せられておりましたが、その言っている側と、そんなことをしておらぬという側と両方意見が出ておりますが、まあ誤解に基づくと思ひますか、そういう点もあるだろうと思ひます。が、われわれの方としては思ひます。その点はこの問題を自治庁として処理するにすれば、事の真相をできるだけ明らかにせなければいかぬといふので、そういう点で一応調べております。

○森下政一君 この審査請求書の提出されているのは、四月の五日といふことですが、それについて自治庁の方でいろいろ尋ねたいことを関係市町村にお尋ねになつておつて、まだ回答に接していない、おおむね大体いつごろまでにそういう回答をまとめて手元に届くようにしたいと思つておられるのですか。

○政府委員(小林三三三) 実は正直のところこちらへ参つたものですから、ちやうど地方選挙にもなるし、その前にそれぞれの当事者の意見も聞いた方がよからうと思つて、その選挙前に実は照会を発したのでありますが、しかし現地では選挙もあるし、選挙後の情勢も見なければならぬといふあるいは御意向もありませんか、その点現在までまだ全部そろつておらぬのであります。こちらとしては思ひます、やはり選挙が一つの契機ですから、選挙によつて新しい住民の意向といふものが、おそろくそれぞれの町村ではいまの合併問題が大きなテーマとして選挙が行われたに違ひないもので、そういう選挙後の情勢もよくつまびらかにして、やはり事を考えた方がよいのじゃないかといふ考えでいるのであります。

て、現地でも多少はそういう気持ちもあつて、意見が出そろつておらぬというのじゃないかと存じております。

○森下政一君 この問題は、実は地方の人の間では非常に重大な関心を持たれていて問題のようでありますが、ひとりその地方だけでなしに、審査請求が提出されて、何とかこれに対して決定を与えるという事は、一つの全く新しい事例が開かれるわけなんです。ありますが、そこで願わくば当委員会においても、これには一つ関心を払つて、どういふ決定がなされるかについては注目をする必要があるのじゃないかというふうに私思うのですが、そこでさらにいろいろわれわれが今知つてゐることは、うわさで聞いていることを知つてゐるぐらいのことにはすぎないのですが、委員会として一つ重大な関心を持つという意味でも、本件に関係のある県当局、あるいは市町村当局なんかを委員会に出席を要請して、一応その説明を求めるといふことにしておくことは、やがて内閣総理大臣が決定を与えるに付いてのわれわれが判断をするのに非常に資料を得ることになる、研究課題にさらに詳細を加えることができると思ひますから、委員長も一つそういうふうなお取り計らいをお願いしたいと私は希望をして質問を終わります。

○委員長(小笠原二三男君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男君) じゃ速記をつけて。

では質疑もないようでございますが、先ほど森下委員あるいは秋山委員から要望がありました、名古屋市周辺の町村合併問題に關しまして、実情を

聴取するために、愛知県名古屋市長に町村理事者、並びに議会側のそれぞれ適當な方々を参考人として御出席願つて、実情を調査するということにいたしました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原二三男君) 異議がないようでございますから、さう決定いたします。従つてその人選、人数、日時等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原二三男君) 異議がないようでございますから、おまかせ願ひます。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男君) 速記をつけて下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

五月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類等所持取締令の一部改正

第一条 銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六條の三」に、「第二十五条」を「第二十五条

の二」に改める。

第一条を次のように改める。

(定義)

第一条 この政令において「銃砲」とは、金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む)をいう。

2 この政令において「刀剣類」とは、刃渡十五センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び飛出しナイフ(四十五度以上に自動的に開刃する装置又はさやと刃体とが直線に固定するための特殊の装置を有するナイフをいう)をいう。

第二条第八号中「又は救命用信号銃」を「救命用信号銃、建設用及び打銃又は建設用鋼索発射銃」に改め、同条に次の一号を加える。

九 第七号に掲げる場合を除くほか、その住所を管轄する都道府県知事に届け出て刀剣類を輸出のため製作する者がその製作に係るものを業務のために所持するとき、又は当該刀剣類について輸出の取扱を委託された者がその委託を受けたものを所持するとき。

第三条中「又は漁業」を「漁業又は建設業」に改める。

第五条中第四項及び第五項を削る。

第二章第六條の二の次に次の一条を加える。

(銃砲の携帯の場合の措置)

第六條の三 第三条の規定による許可を受けて銃砲を所持する者は、当該所持する銃砲については、狩猟法(大正七年法律第三十二号)の規定により銃砲を行つ場合、業務のため使用する場合又は公安委員会の指定する射撃場において射撃を行つ場合を除くほか、おおいをかぶせ、容器に入れる等直ちに発射できないようにして携帯しなければならぬ。

第十四条 次のように改める。

第十四条 削除

第十五条の見出しを「(あいくち類の刃物の携帯の禁止)」に改め、同条中「刃渡十五センチメートル未満のひ首又はこれを「あいくち」に改める。

第二十条中「及び第十四条に規定する短銃」を削る。

第二十四条第一項中「若しくは刀剣類又は第十四条に規定する短銃」を「又は刀剣類」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十五条の見出しを「(記録票の作成等)」に改め、同条第一項中「その写各一通を国家公安委員会に送付し」及び同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 銃砲の管理責任者は、命令で定める手続により、その管理する銃砲の種類、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。

第五章中第二十五条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十五条の二 この政令又はこの政令に基く命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

第二十七条中「第十四条」を削る。

第二十九條第一号中「第六條の二第二項」の下に「第六條の三」を加える。

(質屋営業法の一部改正)

第二条 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十九條の二 この法律又はこの法律に基く命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

(古物営業法の一部改正)

第三条 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十六條の二 この法律又はこの法律に基く命令若しくは命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令の定め

る。

第二十六條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十六條の二 この法律又はこの法律に基く命令若しくは命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令の定め

る。

第二十六條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十六條の二 この法律又はこの法律に基く命令若しくは命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令の定め

るところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

(風俗営業取締法の一部改正)

第四条 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第六条の二 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

(道路交通取締法の一部改正)

第五条 道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第三章中第二十六条の三の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基く命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令の定めるところにより

り、方面公安委員会に行わせることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める。

(空気銃の所持の許可に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に改正後の銃砲刀剣類等所持取締令第一条第一項に規定する空気銃を所持している者(空気銃の製造又は販売の事業を行つてゐる者を除く)は、同令第三条の許可を受けなくても、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、当該空気銃の所持について同令第三条の許可を受けたものとみなす。この者がその期間内に同令第三条の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

(武器等製造法の一部改正)

3 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

五 空気銃(金属性弾丸を発射するものをい、圧縮ガスを使用するものを含む)。

4 この法律の施行の際現に改正後の武器等製造法第二条第二項に規定する空気銃の製造又は販売の事業を行つてゐる者は、武器等製造法第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を受けなくても、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、武器等製造法の銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者とみなす。これらの者がその期間内に同法第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

五月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

一、地方税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

第十条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

財源不足額の合算額を普通交付税の総額に、特別交付税の総額の一部をもつて充てるものとす

る。これを「特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

第十條第五項中「交付税の総額の百分の九十四に相当する額」を「普通交付税の総額」に、「特別交付税の総額の一部をもつて充てるものとする。」を「特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。」に改める。

地方団体の種類

経費の種類

測定単位

単位

費用

一 警察費
二 土木費

警察職員数

一人につき

三三八、〇〇〇円

1 道路費

道路の面積

一平方メートルにつき

六三三

2 橋りよう費

橋りよりの面積

一平方メートルにつき

二二二四八

3 河川費

河川の延長

一メートルにつき

一九七一

4 港湾費

港湾(漁港を含む)の延長

一メートルにつき

一、三〇〇〇

長

港湾(漁港を含む)の延長

一メートルにつき

二、二五〇〇

道府県

3 高等学校費

生徒数

一七五七〇〇

2 中学校費

生徒数

一七四、〇一〇〇

1 小学校費

児童数

一七四、〇一〇〇

5 その他の土木費

人口

一八三〇

3 高等学校費

生徒数

一七五七〇〇

2 中学校費

生徒数

一七四、〇一〇〇

1 小学校費

児童数

一七四、〇一〇〇

5 その他の土木費

人口

一八三〇

市町村				市町村			
2	中学校費	生徒数	一校につき 一人につき 一学級につき	2	中学校費	生徒数	一校につき 一人につき 一学級につき
3	高等学校費	生徒数	一校につき 一人につき	3	高等学校費	生徒数	一校につき 一人につき
4	その他の教育費	人口	一人につき	4	その他の教育費	人口	一人につき
1	厚生労働費	人口	一人につき	1	厚生労働費	人口	一人につき
2	社会福祉費	人口	一人につき	2	社会福祉費	人口	一人につき
3	衛生費	人口	一人につき	3	衛生費	人口	一人につき
4	労働費	工場事業場労働者数 失業者数	一人につき	4	労働費	工場事業場労働者数 失業者数	一人につき
1	産業経済費	耕地の面積	一町歩につき	1	産業経済費	耕地の面積	一町歩につき
2	農業行政費	農業者(畜産業者を含む)の数	一人につき	2	農業行政費	農業者(畜産業者を含む)の数	一人につき
3	林野行政費	民有林野の面積	一町歩につき	3	林野行政費	民有林野の面積	一町歩につき
4	水産行政費	水産業者数	一人につき	4	水産行政費	水産業者数	一人につき
5	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	5	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき
6	その他の行政費			6	その他の行政費		
1	徴税費	道府県税の税額	千円につき	1	徴税費	道府県税の税額	千円につき
2	その他の諸費	人口	一人につき	2	その他の諸費	人口	一人につき
3	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	3	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき
4	消防費	人口	一人につき	4	消防費	人口	一人につき
5	土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	5	土木費	道路の面積	一平方メートルにつき
6	道路費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき	6	道路費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき
7	港湾費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき	7	港湾費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき
8	都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	8	都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき
9	その他の土木費	土地地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	9	その他の土木費	土地地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき
10	教育費	児童数	一人につき	10	教育費	児童数	一人につき
11	小学校費	学級数	一学級につき	11	小学校費	学級数	一学級につき

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度分の地方交付税から適用する。ただし、地方交付税法第十四条第二項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 昭和三十年度に限り、改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）新法第六條第二項の規定による交付税の総額に日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）附則第五項の規定により日本専売公社から交付税及び護手税配付金特別会計に納付される金額に相当する金額を加えた額の百分の

4 昭和三十年度に限り、新法第十二條第一項の表市町村の項中「一 消防

費 人口 一人につき 一六五五二」とあるのは、

1 警察費

2 消防費

警察職員数 一人につき 九一、七五〇・〇〇と読み替えるものとする。

人口 一人につき 一六五五二

5 昭和三十年度に限り、新法第十二條第二項の表中

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）

第五十七條に規定する政令で定める基準

により算定した当該道府県の職員数

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五

十七條に規定する政令で定める基準により算と読み替えるものとする。

定した当該道府県又は当該市の警察職員数

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二

百二十六号）の一部を次のように改正する。

九十二に相当する額をもつて普通交付税の総額とし、当該合算額の百分の八に相当する額から次項に規定するたばこ専売特別地方配付金に相当する額を控除した額に相当する額をもつて特別交付税の総額とする。

3 前項の日本専売公社法附則第五項の規定により日本専売公社から納付される金額に相当する額は、昭和三十年度において、たばこ専売特別地方配付金として、新法第十五條に規定する特別交付税の交付の例により地方団体に配付するものとする。

「一 警察消防費
人口 一人につき 一六五五二」とあるのは、
1 警察費
2 消防費

「一 警察職員数
警察職員数 一人につき 九一、七五〇・〇〇と読み替えるものとする。」

「一 警察職員数
とあるのは、
一 警察職員数

目次中「第七十二條の二十三」を「第七十二條の二十三の二」に、「第七十三條の十五」を第七十三條の十五の二に、「第三百十條」を第三百九條に、「第三百十一條」を第三百十條に改める。

第八條の次に次の四條を加える。
（市町村の廢置分合があつた場合の課税権の承継）
第八條の二 市町村の廢置分合があつた場合（次条第二項本文の規定に該当する場合を除く。）において、当該廢置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村が承継市町村に對してした申告、異議の申立その他の手続及び承継市町村に對してした申告、異議の申立その他の手続とみなす。

2 前項の規定によつて消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する承継市町村が二以上ある場合において、当該承継市町村がそれぞれ承継すべき当該消滅市町村の徴収金に係る権利について当該承継市町村の長の間において意見を異にし、その協議がととのわないうときは、道府県知事（当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、自治庁長官）に對し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

3 前条第二項から第九項までの規定は、前項の申出及び当該申出に係る道府県知事又は自治庁長官の決定について準用する。

4 前三項の規定によつて承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合においては、当該消滅市町村が条例で別段の定めしない限り、その承継すべき当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に關しては、当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に關して定められてゐる消滅市町村の条例、規則その他の例によるものとする。この場合において、承継市町村が第五條第三項の規定によつて課する普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）を課することとしており、かつ、当該承継市町村が承継する消滅市町村に係る地方団体の徴収金のうちこれと課税客體を同じくする同種の市町村法定外普通税があるため、同種の市町村法定外普通税を重複して課することとなるときは、当該消滅市町村に係る市町村法定外普通税の納税義務者に對しては、当該承継市町村は、当該承継市町村の条例の定めるところによつて、これらの市町村法定外普通税のうちいずれかを課するものとしなければならない。
（市町村の境界変更等があつた場合の課税権の承継）

第八條の三 市町村の境界変更があつたとき、又は市町村の廢置分合があつた場合で当該廢置分合により新たに設置された市町村の地域の全部若しくは一部が従來属して

いた市町村がなお存続するとき、当該境界変更があつた区域又は新たに設置された市町村の地域の全部若しくは一部が従來属していた市町村（以下本条において「旧市町村」という。）の当該区域又は地域に係る地方団体の徴収金で次の各号に掲げるもの（第二号に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廢置分合のあつた日の属する年度分以後の年度分として課されるべきものに限る。）の徴収を目的とする権利は、当該区域又は地域によつて、当該区域又は地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「新市町村」という。）が承継する。ただし、旧市町村と新市町村が協議の上これと異なる定をしたときは、その定めたとことによることができる。

一 申告納付又は申告納入の方法によつて徴収する地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廢置分合があつた日前に当該旧市町村に收入されてゐたもので、当該旧市町村に收入されてゐないもの
二 前号以外の地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廢置分合があつた日前に当該旧市町村に收入されてゐないもの

2 前条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、前項本文の規定によつて新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継する場合において、前条第一項後段及び第四項の規定は、前項ただし書の規定による協議によつ

て新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継する場合について準用する。

3 前二項の規定によつて新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継した場合において、当該徴収金を賦課徴収しようとするときは、旧市町村は、新市町村の求に応じ必要な便宜を提供しなければならない。

(都道府県の境界変更があつた場合の課税権の承継)

第八条の四 都道府県の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合における当該境界変更のあつた区域に係る都道府県の地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利の承継については、前二条に規定する方法に準じて関係都道府県が協議して定めるものとする。

2 第八条の規定は前項の協議がととのわぬ場合について、第八条の二第一項後段及び第四項の規定は前項の協議によつて境界変更のあつた区域に係る都道府県の地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利の承継があつた場合について準用する。

(政令への委任)

第八条の五 前三条に定めるもののほか、市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は都道府県の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合における課税権の承継について必要な事項は、政令で定める。

第十六条の七の次に次の一条を加える。

(納付又は納入の委託)

第十六条の八 納税者又は特別徴収義務者がその未納に係る地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託するため、地方団体の長が定める有価証券を徴税吏員に提供した場合においては、徴税吏員は、当該証券により最近において取立が確実と認められるときに限り、その取り立てることができる金額をもつて当該納付し、又は納入することの委託を受けることができる。この場合において、取立のため費用を要するものにあつては、納税者又は特別徴収義務者は、当該費用に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2 徴税吏員は、前項の委託を受けたときは、総理府令で定める様式による納付受託証券又は納入受託証券を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

3 徴税吏員は、第一項の委託を受けた場合において必要があるときは、確実と認める金融機関に再委託することができる。

4 徴税吏員は、第一項の委託を受けた場合においては、その委託に係る有価証券により取り立てることができ金額に相当する地方団体の徴収金については、その委託を受けている期間は、督促又は滞納処分をすることができない。

5 第一項の委託を受けた日前に財産の差押があつた場合において、当該委託によりその必要がないと認められるに至つたときは、その

認められる限度において、当該差押を解除しなければならない。

第十八条第一項中「四銭」を「三銭」に改め、ただし書を削り、同条第三項中ただし書を削る。

第二十条中「十四日」を「七日」に改める。

第二十三条第一号中「特別減税国債法(昭和二十八年法律第七十八号)第二条の規定によつて軽減された所得税額を含む」を削り、「第二条の二第一項の下に、又は第二条の三第一項を加え、「所得税法第五十五条第一項を所得税法第五十四条第一項に、「同法同条第六項を、同法同条第七項に、「同法第五十六条」を「同法第五十五条」に、「同法第五十七条第一項を「同法第五十六条第一項」に、「同法第五十七条の二第一項」を「同法第五十七条第一項」に改め、同条第二号中「特別減税国債法第六條の規定によつて軽減された法人税額を含む」を削り、「同法同条第六項」を「同法同条第七項」に改める。

第二十五条第一号中「私立学校教職員共済組合」の下に「社会保険診療報酬支払基金」を加える。

第三十三条に次の一項を加える。
3 道府県知事が前二項の規定によつて各市町村に配賦すべき所得割の課税総額を決定した後において、市町村の廃置分合又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村(以下本条、第三十六条及び第四十条第一項において「存続市町村」といふ)については、当該廃置分合又は境界変更のあつた日が

前二項の規定による所得割の課税総額の配賦前であるときは、道府県知事は、当該廃置分合又は境界変更前の市町村(以下本条及び第三十六条において「従前の市町村」といふ)についてすでに決定されている額を政令で定めるところにより調整した額を当該存続市町村に係る所得割の課税総額として配賦するものとし、当該廃置分合又は境界変更のあつた日が前二項の規定による所得割の課税総額の配賦後であるときは、存続市町村は、すでに従前の市町村に配賦された額を政令で定めるところにより調整した額を当該存続市町村に係る所得割の課税総額として従前の市町村から承継するものとする。

第三十六条第一項中「所得割の課税総額の配賦を受けた市町村」の下に「(第三十三条第三項の規定によつて存続市町村が従前の市町村の所得割の課税総額として配賦された額を政令で定めるところにより調整した額を従前の市町村から承継するもの」とされる場合における存続市町村を含む。以下第四十条第一項本文において同じ)を加え、同条第三項中「第三十七条及び」を削り、「第一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第三十三条第一項又は第二項の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた後において、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合は、従前の市町村が前項の規定によつて従前の市町村の所得割の課税総額の配賦額について決定した道府県民税の所得割の税率がある場合において、存続市町村が一又は二以上の従前の市町村の区域について第三百三十三条第一項から第四項までの規定に基く従前の市町村の条例に定める市町村民税の所得割の課税標準又は税率を変更しないものとしたときは、従前の市町村が決定した都道府県民税の所得割の税率を存続市町村における当該従前の市町村の区域の道府県民税の所得割の税率とすることができるとし、存続市町村が一又は二以上の従前の市町村の区域について当該存続市町村の条例により第三百三十三条第一項から第四項までの規定に基いて従前の市町村民税の所得割の課税標準若しくは税率と異なる課税標準若しくは税率を定めたとき、又は当該区域のうち従前の市町村における都道府県民税の所得割の税率が決定されていないものがあるときは、第三十三条第三項の規定によつて存続市町村が従前の市町村から承継するものとされる所得割の課税総額のうち当該区域に係る額を当該区域の当該年度分として存続市町村が徴収すべきものとして決定した市町村民税の所得割額の合計額で除して存続市町村における当該区域に係る道府県民税の所得割の税率を決定することができる。

3 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、存続市町

場合における存続市町村にあつては、従前の市町村が前項の規定によつて従前の市町村の所得割の課税総額の配賦額について決定した道府県民税の所得割の税率がある場合において、存続市町村が一又は二以上の従前の市町村の区域について第三百三十三条第一項から第四項までの規定に基く従前の市町村の条例に定める市町村民税の所得割の課税標準又は税率を変更しないものとしたときは、従前の市町村が決定した都道府県民税の所得割の税率を存続市町村における当該従前の市町村の区域の道府県民税の所得割の税率とすることができるとし、存続市町村が一又は二以上の従前の市町村の区域について当該存続市町村の条例により第三百三十三条第一項から第四項までの規定に基いて従前の市町村民税の所得割の課税標準若しくは税率と異なる課税標準若しくは税率を定めたとき、又は当該区域のうち従前の市町村における都道府県民税の所得割の税率が決定されていないものがあるときは、第三十三条第三項の規定によつて存続市町村が従前の市町村から承継するものとされる所得割の課税総額のうち当該区域に係る額を当該区域の当該年度分として存続市町村が徴収すべきものとして決定した市町村民税の所得割額の合計額で除して存続市町村における当該区域に係る道府県民税の所得割の税率を決定することができる。

3 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、存続市町

村が町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十四条の規定に基いて一又は二以上の従前の市町村の区域において当該存続市町村の条例の定めるところによつて市町村民税の所得割について不均一の課税をするものとしてゐるため必要があるときは、当該存続市町村の条例の定めるところにより、第三十三條の規定によつて配賦を受けた当該存続市町村に係る所得割の課税総額を基礎として当該所得割の課税総額の配賦の基礎となつた道府県の条例に定める方法に準じて当該区域ごとの所得割の課税総額を算定し、当該算定額について道府県知事の承認を受けた後、当該所得割の課税総額を当該区域に係る当該存続市町村の当該年度分として決定した市町村民税の所得割の合計額で除して当該区域に係る当該存続市町村における道府県民税の所得割の税率を決定することができる。ただし、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する区域については、当該区域ごとに算定された所得割の課税総額に代えて当該区域に係る当該存続市町村の当該年度分の市町村税の所得割の課税標準となるべき所得税額に第三十二條第一項の率を乗じた額をもつて当該区域に係る所得割の課税総額とすることができるものとし、当該区域に係る当該存続市町村における道府県民税の所得割の税率を決定することを要しないものとする。

第三十七條を次のように改める。
第三十七條 削除

第四十條第一項中「第三十六條第一項及び第二項を」第三十六條第一項から第四項まで「に改め、同条同項ただし書中「市町村民税の所得割を課する市町村で、第三十三條第一項但書の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村を」市町村民税の所得割を課する市町村で第三十三條第一項ただし書の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村若しくは当該市町村が廃置分合若しくは境界変更によつて存続市町村の区域の一部となつた場合において第三十六條第二項の規定によつて当該区域について所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課することとなつた当該存続市町村又は存続市町村のうち所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する区域について第三十六條第三項ただし書の規定によつて当該区域に係る所得割の課税総額を算定した場合における当該存続市町村に、当該市町村に対する」を「当該市町村又は当該区域に対する」に、第三十二條の規定により定められた率を乗じて道府県民税を第三十二條の規定により定められた率を乗じて当該市町村又は当該区域に係る道府県民税に改める。

第五十一條第一項中「百分の五」を「百分の五・三」に、「百分の六」を「百分の六・三」に改める。
第五十二條第二項中「法人税法第四條の法人を除く。」を「法人税法第四條の法人で均等割を課されるもの（法人税法第四條の法人）」という。

以下本条、次条第六項、第三百二十二條第三項及び第三百二十一條の八第六項において同じを「を」に改める。

第五十三條に次の一項を加える。

7 法人が第二項から第四項までの規定によつて法人税法第二十一條第一項又は第二十二條の四第一項の規定による申告書に係る法人税額（当該法人税額について同法第二十四條第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、同法第二十九條から第三十一條までの規定によつて更正し、又は決定した場合においては、当該更正又は決定により徴収すべき法人税額をいう。以下第三十二條第一項の八第七項において同じ。）に基いて算定した道府県民税額が、同法第十九條第一項、第二十二條第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の規定による申告書に係る法人税額（当該法人税額について同法第二十四條第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、同法第二十九條から第三十一條までの規定によつて更正し、又は決定した場合においては、当該更正又は決定により徴収すべき法人税額をいう。以下第三十二條第一項の八第七項において同じ。）に基いて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（道府県民税の中間納付額）という。以下本項において同じ。）に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する道府県民税の中間納付額若しくは道府県民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

第五十五條第二項中「確定法人税額及び法人税割額並びに均等割額」を「確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額」に改める。

第五十六條第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第五十七條第二項中「当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しない場合に於ては、当該課税標準の算定期間の末日とする。」を「当該課税標準の算定期間の月数が一月に満たず、かつ、その間に月の末日が到来しない場合に於ては、当該課税標準の算定期間の末日とする。」に改める。

第六十四條及び第七十一條の二第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十二條の五の見出し中「非課税所得」を「非課税所得等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「事業の所得で収益事業から生じた所得以外の所得」を「事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のもの」に改め、同条同項第四号中「開拓融資保証協会、」の下に「調整組合及び調整組合連合会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、」を加え、同条第二項中「収益事業から生ずる所得」を「収益事業に係る所得又は収入金額」に改める。

に、「事業から生ずる所得」を「事業に係る所得又は収入金額」に改める。
第七十二條の十二中「及び生命保険業」を、生命保険事業及び損害保険事業に改める。

第七十二條の十三に次の一項を加える。

6 清算中の法人が事業年度中途において継続した場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第七十二條の十四第二項第一号中「法人税法第十六條第一項に規定する積立金額の下に（以下「積立金額」という。）を加え、同条同項第二号中「法人税法第十六條第一項に規定する」を削り、同条第四項各号列記以外の部分中「生命保険業」を「生命保険事業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

8 法人が解散した場合において、その残余財産の一部を分配した後継続し、又は合併により消滅したときは、当該法人の当該解散による清算所得は、前項第一号の規定にかかわらず、当該法人が第七十二條の三十第一項の規定により清算所得とみなして計算すべき金額（二回以上残余財産を分配した場合に、当該金額の合計額）による。第七十二條の十四に次の一項を加える。

第七十二条の十二の各事業年度の収入金額は、損害保険事業にあつては損害保険事業を行う法人が契約した次の各号に掲げる損害保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一 船舶保険（船舶を保険の目的とする保険をいう。）にあつては、各事業年度の正味収入保険料（各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料（当該保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額を控除した金額）及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払つた、又は支払ふことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。以下本項において同じ。）に百分の二十を乗じて得た金額

二 運送保険（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三編第十章第一節第三款に規定する保険をいう。）及び積荷保険（商法第八百九条又は第八百二十条に規定する保険をいう。）にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の二十五を乗じて得た金額

三 前二号以外の損害保険にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の三十五を乗じて得た金額

第七十二条の十八第一項中「及び生命保険事業を」、「生命保険事業及び損害保険事業」に改め、同条第三項中「各事業年度の初日において当該

事業年度の直前の事業年度の末日までに積み立てた法律の規定による準備金の額が」を「各事業年度開始の日における積立金額が同日における」に改め、「算定した金額から当該金額のうち」を「算定した金額と当該事業年度開始の日における積立金額との合計額から」に改める。

第七十二条の二十中「総益金又は総収入金額を」生産品について収入すべき金額に改める。

第七十二条の二十一中「十万円」を「十二万円」に改める。

第七十二条の二十二第一項第一号中「又は生命保険事業を」、「生命保険事業又は損害保険事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の前項の所得は、第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとし、三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本又は出資の金額が五百万円以上のものが行い事業に対する事業税の標準税率は、同項第二号の規定にかかわらず、所得及び清算所得の百分の十二とする。

第七十二条の二十二第七項中「第五項」を「第六項」に定め、同条第五項を同条第六項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の資本又は出資の金額は、各事業年度の所得（清算中の各事業年度の所得を除く。）を課税標準とするものにあつては各事業年度の終了の日現在における資本又

は出資の金額、法人が解散し、又は合併により消滅した場合における清算所得（清算中の各事業年度の所得を含む。）課税標準とするものにあつては解散又は合併の日現在における資本又は出資の金額による。ただし、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十七第一項又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては当該事業開始の日から六月の期間の末日現在における資本又は出資の金額による。

第七十二条の二十三を次のように改める。

（法人の事業税の税率の適用区分）
第七十二条の二十三 法人の行い事業に対する事業税の税率は、各事業年度の所得又は収入金額（清算中の各事業年度の所得又は収入金額を除く。）を課税標準とするものにあつては各事業年度終了の日現在における税率、法人が解散し、又は合併により消滅した場合における清算所得（清算中の各事業年度の所得又は収入金額を含む。）を課税標準とするものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。ただし、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十七第一項又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては当該事業年度開始の日から六月の期間の末日現在における税率による。

（清算中の法人の継続又は合併の場合における事業税）

第七十二条の二十三の二 清算中の法人が継続し、又は合併により消滅した場合においては、当該法人の解散の日の翌日から継続の日の前日又は合併の日までの期間に係る事業税として課する税額は、当該法人が第七十二条の二十九又は第七十二条の三十の規定による申告書に記載すべきであった事業税額（第七十二条の二十九の規定による申告書に係る税額の納付について、同条第一項ただし書の規定により控除すべき事業税額があるときは、これを控除した後の事業税額）の合計額による。

第七十二条の二十六第一項中「第七十二条の二十七の規定に該当する法人を除く。」を「新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人でその設立後又はその外国法人となつた後最初の事業年度が六月をこえるものを除く。」に、「第三項若しくは第四項、」を「第四項、第五項若しくは第六項、」に改め、同条第四項中「事務所又は事業所所在地の道府県知事に納付」を「事務所又は事業所所在地の道府県に納付」に改める。

第七十二条の二十七の見出し中「六月」を「八月」に改め、同条第一項中「六月をこえる」を「八月をこえる」に、「第三項若しくは第四項、」を「第四項、第五項若しくは第六項、」に改める。

額を「前条の規定による申告書に記載した事業税額」に改め、「（中間納付額）」という。以下本条、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一及び第七十二条の四十四において同じ。」を削り、「当該法人が申告納付すべき事業税額から控除すべき」を「当該法人が当該申告書に記載した事業税額から控除すべき」に改め、同条同項第一号中「第七十二条の三十九第一項若しくは第三項」を「第七十二条の三十九第一項」、「追徴税額」を「第七十二条の四十四第一項の不足税額」に改め、同条同項第二号中「追徴税額」を「第七十二条の四十四第一項の不足税額」に改め、同条第四項中「申告納付すべき事業税額が、中間納付額を、申告書に記載された事業税額が、当該事業税額に係る第七十二条の二十六又は前条の規定による申告書に記載された、又は記載されるべきであつた事業税額（中間納付額）」という。以下本条、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一、第七十二条の四十四及び第七十二条の四十八において同じ。」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「清算中の法人の下に」（その合併法人を含む。）以下本条において同じ。」を、「終了した場合の下に」（清算中の法人が合併により消滅し、第七十二条の十三第五項の規定により事業年度が終了したものとみなされる場合を含む。）を加え、「第三項若しくは第四項、」を「第四項、第五項若しくは第六項、」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該法人が継続し、又は合併により消滅した場合は、この限りでない。

第七十二条の三十三項に次のただし書を加える。

ただし、当該法人が継続し、又は合併により消滅した場合は、この限りでない。

第七十二条の三十一第一項各号列記以外の部分中「当該法人が申告納付すべき事業税額」を「当該法人が当該申告書に記載した事業税額」に改め、同条第四項中「第一項の規定によつて申告納付すべき額」を「第一項の規定による申告書に記載された事業税額」に改める。

第七十二条の三十三第一項中「第七十二条の二十五から前条までの」を「第七十二条の二十五及び第七十二条の二十七から前条までの」に改める。

第七十二条の三十五第四項中「前三項を」第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が提出する申告書又は修正申告書にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出するものに限る。適用があるものとする。

第七十二条の三十九の見出し中「税務官署」を「法人税」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

道府県知事は、事業を行ふ法人で事業税の納税義務があるもの（第七十二条の四十一第一項の規

定に該当するものを除く。）が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書又は修正申告書に係る事業税の課税標準である所得又は清算所得が、当該法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定において課税標準とされた所得又は清算所得（以下本条中「法人税の課税標準」という。）を基準として算定した事業税の課税標準である所得又は清算所得（以下本条中「事業税の基準課税標準」という。）と異なることを発見したときは、当該事業税の基準課税標準により、当該申告書又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となつた所得又は清算所得及び事業税額を更正するものとし、申告書又は修正申告書に記載された事業税額の算定について誤りがあることを発見したときは、事業税額を更正するものとする。

2 道府県知事は、前項の法人が申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業年度に係る法人税の課税標準があるときは、当該法人税の課税標準を基準として、当該法人の事業税に係る所得又は清算所得及び事業税額を決定するものとする。

3 道府県知事は、前項の規定によつて当該法人の当該事業税に係る所得又は清算所得及び事業税額を決定した場合において、法人税法第二十九条若しくは第三十一条の規

定による更正又は同法第二十四条の規定による修正申告があつたことにより当該決定の基準となつた当該法人の法人税の課税標準が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した法人税の課税標準を基準として、当該事業税に係る所得又は清算所得及び事業税額を更正するものとする。

第七十二条の四十一第一項各号列記以外の部分中「税務官署に対し」を「国の税務官署（以下「税務官署」という。）に対し、」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「若しくは生命保険業」を「生命保険事業若しくは損害保険事業」に改め、第七十二条の四十四第一項但書の規定の適用を受ける法人の下に、第七十二条の十八第三項の規定の適用を受ける法人を加へ、若しくは所得を、所得若しくは清算所得に改め、同条第二項中「申告書の提出期限までにこれを」を「申告書を」に改め、又は納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した場合を削り、又は所得を、所得又は清算所得に改め、同条第三項中「若しくは所得を、所得若しくは清算所得」に改める。

第七十二条の四十四第二項中「四銭を三銭」に改め、同条第三項中「免かれた事業税額についての延滞金を除き、」を「事業税を免かれた場合を除き、」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「四銭を三銭」に改める。

第七十二条の四十六第一項中「若しくは決定」及び「決定」を削り、同条第二項第一号中「当該申告に係

る税額」を「当該申告により納付すべき税額」に改め、同条同項第二号中「第七十二条の三十九第一項若しくは第三項を」第七十二条の三十九第一項に改め、同条同項第三号中「申告書の提出期限までにその提出がないか又は事業税額がない旨の申告書の提出があつた場合において、」を「申告書の提出がなかつた場合において、」に改め、同条第三項中「当該申告に係る税額」を「当該申告により納付すべき税額」に改める。

第七十二条の四十七第二項第一号及び第三号中「申告書の提出期限までにこれを」を「申告書を」に改め、同条第三項中「当該申告に係る税額」を「当該申告により納付すべき税額」に改める。

第七十二条の四十八第二項ただし書中「事務所又は事業所」を「事務所若しくは事業所」に改め、異なる場合の下に「又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における第三項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（分割基準）」という。以下本条において同じ。の数値が前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なることを認める場合を加へ、第六項を第七項に、税額とする。を「税額とすることができ、」に改め、同条第三項中「地方鉄道及び」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 前項に規定する分割基準は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号の定めるところによる。

5 第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十七第一項又は本条第二項ただし書の規定により申告納付すべき法人の中間納付額に係る分割基準の数値に対する前項第一号の規定の適用につい

一 固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数

解散した法人又は被合併法人の解散の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度の末日現在における数値

その他の法人

二 事務所又は事業所の数及び従業員の数

解散した法人又は被合併法人の合併の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度の末日現在における数値

解散した法人又は被合併法人の合併の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度の末日現在における数値

解散した法人又は被合併法人の合併の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度の末日現在における数値

解散した法人又は被合併法人の合併の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度の末日現在における数値

解散した法人又は被合併法人の合併の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度の末日現在における数値

解散した法人又は被合併法人の合併の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度の末日現在における数値

解散した法人又は被合併法人の合併の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度の末日現在における数値

解散した法人又は被合併法人の合併の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度の末日現在における数値

解散した法人又は被合併法人の合併の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度の末日現在における数値

ては、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間を一事業年度とみなす。

第七十二条の四十九第九項中「前八項」を「前十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第二項又は第六項」を「第二項、第三項又は第七項」に、「総額及び」を「総額若しくは」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第四項の規定によつて分割課税標準額の変更を行つた場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

11 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第一項、第三項又は第四項の規定によつて当該法人の課税標準の総額若しくは分割課税標準額の変更若しくは決定又は分割課税標準額の変更を行つた場合においては、その旨を関係道府県知事に通知しなければならない。

第七十二条の四十九第七項中「第五項但書」を「第六項ただし書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「総額及び」を「総額若しくは」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四項の規定による変更」を「前項の規定による更正若しくは決定若しくは変更」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「分割課税標準額について」の下に「第三項の規定による更正若しくは決定又は」を加え、「変更の請求」を「更正若しくは決定又は変更の請求」

に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項に後段として、次のように加える。

この場合において、事業税に過納又は誤納が生じたことにより当該過納又は誤納に係る事業税額を還付し、又は未納の地方団体の徴収金に充当するときは、第十八条の規定を適用せず、変更により増加した税額が生じたときは、第七十二条の四十五の規定を適用しない。

第七十二条の四十九第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第一項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書若しくは修正申告書に記載された分割課税標準額と関係道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書に記載された分割課税標準額とが異なるときは、又は関係道府県知事に申告書を提出しなかつたときは、分割課税標準額の更正又は決定は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出した申告書又は修正申告書に記載された分割課税標準額により、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行うものとする。この場合における更正又は決定は、第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正又は決定とみなす。

第七十二条の五十第二項に後段として次のように加える。

所得税法第二十六条の規定により税務官署に申告した不動産所得及び事業所得から同法第十一条の三から第十二条までに規定する控除額を控除することにより納付すべき所得税額がなくなる場合においても、また同様とする。

第七十二条の五十一第二項中「当該年の一月一日から事業の廃止の日までの」を削る。

第七十二条の五十三第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十二条の五十四第二項中「その所得は、」を「その所得及び第七十二条の二十一の規定により控除すべき金額は、」に改める。

第七十二条の六十三第一項各号列記以外の部分中「第六項若しくは第七項」を「第七項若しくは第八項」に改める。

第七十二条の六十五第五項中「第六項」を「第七項」に改める。

第七十二条の七十二第二項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十三条第八号中「階段」を「昇降の設備」に、「過半の更新を行うこと」とを「行われた更新で、その更新のための支出が資本的支出と認められるものをいう。」に改める。

第七十三条の二に次の二項を加える。

4 家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分（以下本条中「主体構造部」という。）と一体となつて家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者

以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をもあわせて当該家屋を取得したものとみなして、これに對して不動産取得税を課することができ。この場合においては、主体構造部の取得者が徴税令書の交付を受けた日（納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日）から三十日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基いて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額するものとする。

道府県は、前項前段の規定により家屋の取得に對して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなつたときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基いて、同項後段の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

第七十三条の四第一項第八号中「国家公務員共済組合法」の下に「市町村職員共済組合法」を加え、「及び消費生活協同組合法による組合」を「消費生活協同組合法、水産業

協同組合法及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）」に改める。

第七十三条の七に次の一号を加える。

十四 住宅組合法（大正十年法律第六十六号）による住宅組合の組合員が住宅組合から不動産の譲渡を受ける場合における当該不動産の取得

第七十三条の九第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五十万円以下の罰金」に改める。

第二章第三節第二款第七十三条の十五の次に次の一条を加える。

（不動産取得税の免税）

第七十三条の十五の二 道府県は、不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては一万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸につき十万円、その他のものにあつては一戸につき五十万円に満たない場合においては、不動産取得税を課することができない。

2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合又は家屋を取得した者が当該家屋を取得した日から一年以内に当該家屋と一構となるべき家屋を取得した場合においては、それぞれその前後の取得に係る土地又は家屋の取得をもつて一の土地の取得又は一戸の家屋の取得とみなして、前項の規定を適用する。

第七十三条の十九第一項中「一年

以下の總役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第七十三条の三十二第一項及び第七十三条の四十第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十四条の二中「百十五分の五」を「百分の六」に改める。

第七十四条の六第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第七十七条第二項中「学生又は生徒」を「学生、生徒又は児童」に改める。

第七十八条を次のように改める。
(誤乗施設利用税の課税免除)

第七十八条 道府県は、学校教育法第一条に規定する学校の職員に引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の学生、生徒又は児童にスケート場の施設を利用せよとする者があらかじめ当該道府県の条例の定めるところにより道府県知事の承認を受けた場合においては、当該利用に対しては、誤乗施設利用税を課さないものとする。

第八十条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の總役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第九十五条第二項、第九十六条第一項、第九十六条第一項各号列記以外の部分、第二百二十五条第二項、第二百二十六条第一項及び第二百三十八条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第四百四十七条第一項第二号中「二万一千円」を「二万八千円」に、「二万三千円」を「三万円」に改め、同条同

項第三号中「四万五千円」を「六万円」に、「二万一千円」を「二万八千円」に改める。

第五百五十三条第一項及び第五百五十六条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の總役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第六百六十三条第一項及び第六百七十一条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第七百七十二条第一項中「自動車税」を「軽自動車に対する自動車税」に改め、同条第二項中「自動車の前部の窓ガラス(前部の窓ガラスがない場合においては、前部の見易い箇所)」を「軽自動車の見易い箇所」に改める。

第八百八十六条第一項及び第八百八十九条第一項各号列記以外の部分中「一年以下の總役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第九百九十六条第一項及び第九百九十七条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百三十七条第一号中「所得税を納付する義務を有しない者」を「所得について所得税法第九條に規定する総所得金額が同法第十一條の三から第十二條までに規定する控除額の合計額に満たない者」に改める。

第二百四十九条第一項及び第二百五十七條第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百六十二條第三号中「(大正十一年法律第七十号)」、「(昭和二十八年法律第二百七号)」、「(昭和十三年法律第六十号)」及び「(昭和十四年法

律第七十三号)」を削り、同条第七号中「(昭和二十八年法律第六十一号)」を削る。

第二百六十五條第一項各号列記以外の部分及び第二百七十二条第一項中「一年以下の總役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

第二百七十七條第二項、第二百八十条第一項及び第二百八十九條第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百九十二条第一号中「第一項」を削り、総所得金額及び退職所得の金額を「総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額」に改め、同条第二号中「第一項」を削り、同条第五号中「(特別減税国債法第二條の規定によつて軽減された所得税額を含む。)」を削り、「第二條の二第一項」の下に「又は第二條の三第一項」を加え、「所得税法第五十五條第一項」を「所得税法第五十四條第一項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同法第五十六條」を「同法第五十五條」に、「同法第五十七條第一項」を「同法第五十七條第二項」に、「同法第五十七條第一項」に改め、同条第七号中「三万五千円」を「四万円」に改め、同条第十一号中「(特別減税国債法第六條の規定によつて軽減された法人税額を含む。)」を削り、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二百九十六條第一号中「私立学校教職員共済組合」の下に「社会保険診療報酬支払基金」を加える。

第二百九十七條中「同年において

適用された」を「適用されるべき」に改める。

第三百三条を次のように改める。
(市町村民税の申告等)

第三百三条 市町村長は、市町村民税の賦課徴収に必要と認め、当該市町村の条例の定めるところによつて、第二百九十四條の規定によつて市町村民税を課する者に、前年の総所得金額、所得税額等、事務所若しくは事業所又は家屋敷の所在、第二百九十五條の規定に該当する事実の有無その他必要な事項を申告させることができる。

2 市町村長は、市町村民税の賦課徴収に必要と認め、当該市町村の条例の定めるところによつて、第二百九十四條第一号の者のうち前年中において俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)の支払を受けた

者に、所得税法第六十二條第一項の規定によつて交付されるべき前年の所得に係る源泉徴収票又はその写を提出させることができる。

第三百四條中「前条第一項の規定による申告をした後に、又は同項の申告期限までに申告しなかつた場合においては、その申告期限後に、及び「前条第一項」を削る。

第三百七條第一項中「俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)」を「給与」に改める。

第三百十條を削る。

第三百十一條の見出し中「均等割」を「個人の均等割」に改め、同条を第三百十一條とし、同条の次に次の一條を加える。
(法人等の均等割の税率)

市 町 村		税 率
(一) 人口五十万以上の市	年額	六百円
(二) 人口五十万以上五十万未満の市	年額	四百円
(三) 及び(四)の市以外の市並びに町村	年額	二百円

2 前項の表の上欄に掲げる市町村は、それぞれ当該下欄に掲げる標準税率をこえて課する場合においては、それぞれ年につき八百円、五百五十円及び三百円をこえて課することができる。

第三百十二條の見出し中「均等割」を「個人の均等割」に改め、同条を第三百十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

(法人等の均等割の税率)

第三百十二條 第二百九十四條第三号又は第四号の者に対して課する均等割

の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に定める額とする。

市 町 村		税 率
(一) 人口五十万以上の市	年額	二千四百円
(二) 人口五十万以上五十万未満の市	年額	千八百円
(三) 及び(四)の市以外の市並びに町村	年額	千二百円

2 前項の表の上欄に掲げる市町村は、それぞれ当該下欄に掲げる標準税率をこえて課する場合においては、それぞれ年につき四千円、三千円、及び二千円をこえて課することができない。

3 法人（法人税法第四条の法人を除く。）の均等割の税率は、第三百二十一条の八第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率により、法人税法第四条の法人及び法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、第三百二十一条の八第六項に規定する均等割額の算定期間の末日現在における税率による。

4 第一項又は第二項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、第二百九十四条第三号又は第四号の者が法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間中において市町村内に事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

5 第三百十條第三項の規定は、第一項の表を適用する場合における人口について準用する。

第三百十三條第一項を次のように改める。

所得税額を課税標準として課する市町村民税の標準税率は、百分の十五とする。ただし、標準税率をこえて課する場合においても、百分の十八をこえることができない。

第三百十三條第五項中「百分の七・五」を「百分の七・九」に、「百分の九」を「百分の九・五」に改める。

第三百十五條第三号中「所得税法第二十六條第二項本文の規定によつて同条第一項に規定する」を「所得税法第二十六條第一項ただし書の規定によつて」に改める。

第三百十九條の二の見出し中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、同条第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、「個人に係るものにあつては」及び「個人以外のものに係るものにあつては均等割額を、それぞれ」を削り、同条第二項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百十九條の三「市町村民税」を「個人の市町村民税」に、「第九條の二」を「第九條の四」に改める。

第三百二十條中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、「個人に對して課するものにあつては」及び「個人以外のもの」に對して課するものにあつては六月中において、それぞれ」を削る。

第三百二十一條の見出し並びに同条第一項及び第二項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百二十一條の二の見出し及び同条第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改め、同条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないとき認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を前項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、給与所得者が六月三十日までの間に、自ら又は当該給与所得者に係る特別徴収義務者を通じて給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をした場合においては、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないとき認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収

の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとするものとする。

第三百二十一條の四第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に、「当該年度の初日の属する年の前年中に当該納税義務者に支払われた給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」を「前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに前条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額を合算した額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第二項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収する市町村が第一項後段の規定による通知をする場合においては、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書には、給与所得者が当該給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収されたい旨の申出を六月三十日までの間に、自ら又は特別徴収義務者を通じてしたときは、その申出に係

る額を普通徴収の方法によつて徴収する旨を記載しなければならない。

第三百二十一条の五第二項中「市町村民税を個人の市町村民税」に改める。

第三百二十一条の七中「市町村民税を個人の市町村民税」に改める。

第三百二十一条の八の見出し中「法人税割」を「法人等の市町村民税」に改め、同条第一項及び第二項中「法人税割額その他」を「法人税割額、均等割額その他」に、「その申告した法人税割額」を「その申告した市町村民税額」に改め、同条第三項中「申告書を提出しなければならぬ」を「申告書を提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならぬ」に改め、同条に次の二項を加える。

6 法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものは、総理府令で定める様式によつて、毎年四月三十日まで、前年四月から三月までの間の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を、当該均等割額の算定期間中において有する事務所又は事業所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

7 法人が第二項から第四項までの規定によつて法人税法第二十一条第一項又は第二十二條の四第一項の規定による申告書に係る法人税額に基いて算定した市町村民税額が、同法第十九条第一項、第二十

条第一項、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の規定による申告書に係る法人税額に基いて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき市町村民税額（市町村民税の中間納付額）という。以下本項において同じ。）に満たないとき、又はないときは、市町村は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する市町村民税の中間納付額若しくは市町村民税の中間納付額の金額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

第三百二十一条の九の見出し中「法人税割」を「法人の市町村民税」に改める。

第三百二十一条の十一の見出し中「法人税割」を「法人等の市町村民税」に改め、同条第一項中「法人税額又は」を「法人税額若しくは」に、「発見したとき、又は」を「発見したとき、」に、「修正されたときは」を「修正されたとき、又は当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは」に改め、同条第二項中「及び法人税割額及び均等割額」に改める。

第三百二十一条の十二の見出し中「法人税割」を「法人等の市町村民税」に改め、同条第二項中「四錢」を「三錢」に改める。

第三百二十一条の十三の見出し中「法人税割」を「市町村民税」に改め、同条第一項中「算定して、これを」を「算定して、これに均等割額を加算した額を」に改める。

第三百二十四条第二項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百二十七条第一項中「四錢」を「三錢」に改める。

第三百二十八条第一項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第三百三十五条第一項各号列記以外の部分中「四錢」を「三錢」に改める。

第三百四十一条第十一号を同条第十四号とし、同条第十号を同条第十三号とし、同条第九号中「価格」を「基準年度に係る賦課期日における価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格と比準するものとされる価格」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号を同条第十一号とし、同条第七号中「価格」を「基準年度に係る賦課期日における価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六 基準年度 昭和三十一年度及び昭和三十三年度並びに昭和三十三年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過したことの年度をいう。

七 第二年度 基準年度の翌年度をいう。

八 第三年度 第二年度の翌年度（昭和三十三年度を除く）をいう。

第三百四十三条第六項中「仮に使用し、又はを仮に使用し、若しくは」に改め、「指定があつた場合」の下に「又は土地区画整理法第八十条の規定によつて土地区画整理事業の施行者以外の者が仮に使用する土地（保留地として指定されたものを含む。以下「仮使用地」という。）がある場合」を加え、「当該仮換地等について」を「当該仮換地等又は仮使用地について」に改め、「公告がある日までの間は、」の下に「仮換地等にあつては」を加え、「者をもつて当該仮換地等に係る第一項の所有者とみなし、」を「者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第一項の所有者とみなし、」に改め、「換地の下に」又は「保留地」を、「当該換地の下に」又は「保留地」を加え、同条に次の一項を加える。

7 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十三条の規定によつて使用する埋立地で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立に関する工事に關して使用されているものを除く）については、当該埋立地をもつて土地と、当該埋立地を使用する者をもつて当該埋立地に係る第一項の所有者と、当該埋立地が隣接する土地の所在する市町村をもつて当該埋立地が所在する市町村とみなし

て固定資産税を課することができ。 第三百四十八条第二項第十一号の二中「及び消費生活協同組合法による組合」を、「消費生活協同組合法、水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）」に改め、同条第四項中「健康保険組合連合会」の下に「国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、漁船保険組合、漁船保険中央会、社会保険診療報酬支払基金、」を加え、「並びに振業組合」を「振業組合並びに輸出水産業組合」に改める。

第三百四十九条を次のように改める。

（土地又は家屋に對して課する固定資産税の課税標準）

第三百四十九条 基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に對して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に對して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課

税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第二年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

一 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情

二 市町村の廃置分合又は境界変更

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(第二年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため、同項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第三年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があ

るため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋(以下「第二年度の土地又は家屋」という。)に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第二年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第二年度の土地又は家屋について、第三年度の固定資産税の賦課期日において第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当

該土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋(以下「第三年度の土地又は家屋」という。)に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

第三百四十九条の三第一項中「市町村は、」を「市町村(地方自治法第二百五十五条第二項の市を除く。以下本項、第二項、第五項及び第七項において同じ。は、」に改め、同条第六項中「第四百十条第一項を」を「第四百十条」に改め、同条を第三百四十九条の四とし、第三百四十九条の二第一項中「前条を」を「第二項に、」当該固定資産の価格(賦課期日現在における固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下本条において同様とする。を「当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格」とする。を「当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(家屋にあつては家屋課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格をいい、償却資産にあつては償却資産課税台帳に登録

された賦課期日における価格をいう。以下本条において同様とする。を「当該固定資産の価格を」を「当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格」に改め、同条第二項中「価格の三分の一を」を「価格(償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下本条において同様とする。の三分の一」に改め、同条第四項を同条第五項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加え、同条を第三百四十九条の三とする。

4 電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)においてその例によるものとされる旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第二條第四号に規定する電気事業者がその電気の供給区域内における電気の供給の安定化を図るため、その供給区域内における異なる電力の周波数を変更してその統一を図る場合において、当該電気事業者から電気の供給を受けて物品の製造業を行つる者、鉱物の採掘事業を行つる者その他政令で定める事業を行つる者(以下本項において「物品製造業者等」という。)が当該電力の周波数の変更によりその事業の用に供する機械設備等を更新し、又は改良しなければならぬときは、当該更新又は改良に要する費用に充てるため、当該電気事業者が資金又は資材を提供したものであり、かつ、その更新又は改良が昭和三十六年三月三十一日までの間に行われたものである場合に限り、当該物品製造業者等の当該更新又は

改良に係る機械設備等で総理府令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該更新が行われた機械設備等にあつては、前項の規定の例により算定した額とし、当該改良が行われた機械設備等にあつては、当該機械設備等の当該改良が行われた部分について同項の規定の例により算定した価格と当該機械設備等の当該改良が行われなかつた部分に係る価格との合算額とする。

第三百四十九条の次に次の一条を加える。

(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準)

第三百四十九条の二 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

第三百五十一條中「五万円を」を「十万円」に改める。

第三百六十八條第一項中「当該固定資産の価格の下に(土地及び家屋にあつては基準年度の価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格(以下「基準価格」と総称する。を、償却資産にあつては賦課期日における価格をいう。以下同様とする。を加え、」第三百四十九条の三を「第三百四十九条の四」

に改め、同条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第三百六十九条第一項及び第三百七十七条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第三百八十一條第一項から第四項

まで中「価格」を「基準年度の価格又は比準価格」に改め、同条第六項中「第三百四十九条の二」を「第三百四十九条の三」に、「第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の四」に改め、

同条第八項中「仮換地等又は換地に係る」を「仮換地等、仮使用地、保留地又は換地に係る」に、「当該仮換地等又は換地の所有者」を「当該仮換地等又は換地の所有者に、当該仮換地等又は換地の所有者に、当該仮換地等若しくは」に、「価格」を「基準年度の価格又は比準価格」に改め、「従前の土地」の下に「又は仮使用地若しくは保留地」を加える。

第三百八十三条第二項を削る。

第三百八十九条第一項各号列記以外

の部分中「毎年一月一日現在における価格による評価を行った後」を「第四百九条第一項から第三項までの規定の例によつて評価を行った後」に、「第三百四十九条の二」を「第三百四十九条の三」に、同条第五項中「第四百八条第二項」を「第四百九条第一項から第三項まで」に改める。

第四百八条の見出しを「固定資産の实地調査」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四百九条から第四百十三条までを次のように改める。

(固定資産の評価)
第四百九条 固定資産評価員は、前

条の規定による实地調査の結果に基いて当該市町村に所在する土地又は家屋の評価をする場合においては、次の表の上欄に掲げる土地

土地又は家屋の区分		年 度	価 格
基準年度の土地又は家屋	基準年度	当該土地又は家屋の基準年度の価格	
	基準年度の土地又は家屋で 第三百四十九条第二項ただし書 の規定の適用を受ける こととなるもの	第二年度	当該土地又は家屋に類似する 土地又は家屋の基準年度の価 格に比準する価格
	基準年度の土地又は家屋で 第三百四十九条第三項ただし書 の規定の適用を受ける こととなるもの	第三年度	当該土地又は家屋に類似する 土地又は家屋の基準年度の価 格に比準する価格
第二年度の土地又は家屋	第二年度	当該土地又は家屋に類似する 土地又は家屋の基準年度の価 格に比準する価格	
	第二年度の土地又は家屋で 第三百四十九条第五項ただし書 の規定の適用を受ける こととなるもの	第三年度	当該土地又は家屋に類似する 土地又は家屋の基準年度の価 格に比準する価格
	第三年度の土地又は家屋	第三年度	当該土地又は家屋に類似する 土地又は家屋の基準年度の価 格に比準する価格

又は家屋の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格によつて、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。

2 固定資産評価員は、前項の規定

によつて土地又は家屋の評価をする場合において、道府県知事が第七十三条の二十一第三項の規定によつて当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知した価格があるときは、当該土地又は家屋について地目の交換、改築、損壊その他特別の事情があるため当該通知に係る価格により難い場合を除くほか、当該通知に係る価格に基いて、当

該土地又は家屋の評価をしなければならない。

3 固定資産評価員は、前条の規定

による实地調査の結果に基いて当該市町村に所在する償却資産の評価をする場合においては、当該償却資産に係る賦課期日における価格によつて、当該償却資産の評価をしなければならない。

4 固定資産評価員は、前三項の規

定による評価をした場合において

は、総理府令で定める様式によつて、遅滞なく、評価調査を作成し、これを市町村長に提出しなければならない。

(固定資産の価格等の決定)

第四百十条 市町村長は、前条第四

項に規定する評価調査を受理した場合においては、これに基いて固定資産の価格等を毎年二月末日までに決定しなければならない。

(固定資産の価格等の登録)

第四百十一條 市町村長は、前条の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

この場合においては、その登録した価格等が基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため、同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格によつて決定したものであるときは、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

2 第二年度又は第三年度において

基準年度の土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準について基準年度の価格による場合にあっては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている基準年度の価格をもつて第二年度又は第三年度において土地課税台帳

等又は家屋課税台帳等に登録された価格とみなし、第三年度において基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋に對して課する固定資産税の課税標準について比準価格による場合にあっては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている当該比準価格をもつて第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された比準価格とみなす。

第四百十二條及び第四百十三條 削

除 第四百十四條中「固定資産」を「償却資産」に改める。

第四百十五條第一項中「第四百十

条第三項の規定によつて固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した場合においては、」を削り、「その固定資産課税台帳」を「固定資産課税台帳」に改める。

第四百二十三條に次の二項を加える。

9 市町村の設置があつた場合にお

いては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

10 市町村の設置があつた場合にお

いては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固

第四百二十四条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条第一項中「選任される」を「選任され、又は市町村の設置後最初に選任される」に改める。

第四百三十二条第一項中「納付すべき固定資産税」を「納付すべき当該年度の固定資産税」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該固定資産のうち第四百十一条第二項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百

四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の請求をすることができない。

第四百三十六条中「価格」を「基準年度の価格又は比準価格」に改める。

第四百四十四条第一号を次のように改める。

一 自転車
原動機付自転車

イ 總排氣量が〇・〇五
リットル以下のもの又は
定格出力が〇・六キ
ロワット以下のもの

口 総排気量が〇・〇五
リットルをこえ、〇・〇
九リットル以下のもの

又は定格出力が○.五
キロワットをこえ、
○.八キロワット以下
のもの 年額八百円

ハ 総排気量が〇・〇カ
リットルをこえるもの
又は定格出力が〇・ス
キロワットをこえるもの

の 年額千円
その他 年額二百円
四十五条第一項ただし書中
に取得された日の属する

の「目」を「その新たに取得
」に改める。
四十六条に次の四項を加

村は、当該市町村の条例、
 転車又は荷車に当該市町村
 する標識を附すべき旨を定
 る場合においては、第一項

にかかわらず、当該市町に
の定めるところによつて、
自転車又は荷車の所有者に
交付する際、証紙徴収の方

て、自転車荷事税を徴収することができる。

税者に当該市町村が発行

まなければならない。この場合において、市町村は、自転車荷重税を納付する義務が発生することを証する書類に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

5 市町村は、新粉者が証紙をばつた場合においては、証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とにかけて当該市町村の印又は署名で判明にこれ

6 第四項の証紙の取扱に關しては、当該市町村の条例で定めなければならない。

第四百五十五條第一項及び第四項、第六十三條第一項各号列記以外の部分中「四錢」を「三錢」に改める。

第四百六十五條中「百十五分の十

を百分の九に改める。
第四百六十九条第一項中「四錢」を
「三錢」に改める。
第四百八十六条第三項中「昭和二

第十七年法律第三百四十一号」及「昭和二十五年政令第三百四十三号」を削る。

外の部分中、一年以下の懲役又は一
十萬圓以下の罰金」を「五萬圓以下の
罰金」に改める。

第四百九十七條第二項中「四錢を

「三銭」に改める。
第五百二条第一項中「一年以下
懲役又は二十万円以下の罰金」を「
万円以下の罰金」に改める。

第五百四條第一項、第五百三十三條第一項各号列記以外の部分、第五三十四條第二項、第五百三十五條

一項及び第五百四十五條第一項各号列記以外の部分中「四錢」を「三錢」に改める。

第五百五十七條第一項各号列記以外の部分中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五年以下以下の罰金」に改める。

第五百六十五條第二項、第五百六十六條第一項及び第五百七十六條第

「三銭」に改める。

第六百二十四条第二項各号列記以下

十萬円以下の罰金」を「五萬円以下の罰金」に改める。

項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

の規定による普通税(以下市町村の
規定による普通税)という。)を「市町村法
定外普通税」と改める。

中「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」を「五万円以下の罰金」に改める。

十條第一項及び第六百九十九條第一項名号列記以外の部分中「四錢」を「三錢」に改める。

第七百八条第一項各号ヲ讀以外ノ部分及び第七百十五条第一項中「六
月以下ノ働役又は」ヲ削る。

三條第一項及び第七百三十二條第一項各号列記以外の部分中「四錢」を「三錢」に改める。

「法人等」に、「第三百一十一条第一項中「六百円」又は「二千四百円」とあるのは、それぞれ「七百円」又は「三千円」と、同条第二項中「八百円」又は「四千円」とあるのはそれぞれ「九百円」又は「四千六百円」と、を「第三百一十条第一項中「六百円」とあるのは「七百円」と、同条第二項中「八百円」

とあるのは「九百円」と、第三百十二条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千円」と、同条二項中「四千円」とあるのは「四千六百円」と、(二)「第

三百十三條第一項及び第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」と、を「第三百十三條第一項及び第

十五」とあるのは、それぞれ「百分の十」又は「百分の二十」と、「」に、「同条第五項中「百分の七・五」又は「百

分の九」とあるのは、それぞれ「百分の十二・五」又は「百分の十五」とを「同条第五項中「百分の七・九」又は「百分の七・九」とあるのは、それぞれ

れ「百分の十三・二」又は「百分の十五・八」とに改め、同条第五項中「第三百四十九条の三」を「第三百四十九

第七百四十条中「第三百四十九条又は第三百四十九条の二」を「第三百四十九条の二又は第三百四十九条の

三」に、「第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の四」に改める。

附則

〔施行期日〕

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 (新法の適用区分)

2 この法律による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、道府県民税のうち、個人の道府県民税及び法人税法第四条の法人新法第五十二条第二項に規定する法人税法第四条の法人をいう。以下本項中同じ。の均等割に關する部分は昭和三十一年度分の道府県民税から、法人税割に關する部分は昭和三十一年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税割に係る道府県民税清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。から、法人の行う事業に対する事業税に關する部分は昭和三十一年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税(清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む)から、不動産取得税に關する部分はこの法律の施行の日から、誤謬施設利用税に關する部分は昭和三十一年十月一日から、市町村民税のうち、個人の市町村民税に關する部分(第二百九十二条の改正規定に係る部分を除く)は昭和三十一年度分から、法人の均等割に關する部分は昭和三十一年四月一日以後に事業年度の終了する法人の市町村民税から、法人税法第四条の法人及び

法人でない社団又は財団で代表者は管理人の定のあるものの均等割に關する部分は昭和三十一年度分の法人等の市町村民税から、法人税割に關する部分は昭和三十一年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る分(清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る分を含む)から、固定資産税に關する部分(第三百四十九条の第三項、第四百二十三條第九項及び第四百二十四條第九項の改正規定に係る部分並びに附則第十九項から第二十一項までに係る部分を除く)は昭和三十一年度分の固定資産税から、その他の部分は昭和三十一年度分の地方税から適用する。

3 新法第八條の二から第八條の四までの規定は、この法律の施行の日以後において廢置分合又は境界変更が行われる地方団体について適用する。

4 新法第十八條第一項の規定は、この法律の施行の日以後において還付し、又は充當すべき額について適用する。ただし、当該額でこの法律の施行前の期間に對するものについては、なお従前の例による。

5 (道府県民税に關する規定の適用) 新法第三十三條第三項、第三十六條(第三項を除く)及び第四十六條第一項の規定は、この法律の施行の日以後において市町村の廢置分合又は境界変更が行われる市町村について適用し新法第三十六條第三項の規定は、この法律の施行の日以前において市町村の廢置分合又は境界変更が行われた市町村についても適用するものとする。

6 昭和三十一年度分の道府県民税については、この法律による改正前の地方税法(以下「旧法」という)第三十七條及びこれに係る旧法の規定は、なお効力を有する。

7 法人の昭和三十一年七月一日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る旧法第五十三條第一項の規定による道府県民税の申告納付の期限が同日以前であるときは、当該法人の申告納付すべき道府県民税については、なお、従前の例による。

8 法人の昭和三十一年七月一日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る旧法第七十二條の二十六又は第七十二條の二十七の規定による事業税の申告納付の期限が同日以前であるときは、当該法人の申告納付すべき事業税については、なお、従前の例による。

9 調整組合及び調整組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会の昭和三十一年七月一日の属する事業年度分の事業税について前項の適用がある場合においては、当該法人の当該事業年度分の事業税については、新法第七十二條の二十五の規定を適用せず、新法第七十二條の二十八の規定を適用する。

10 損害保険事業を行う法人でその事業年度の期間が六月をこえるものがこの法律の施行後最初に当該事業年度について新法第七十二條の二十六の規定により申告納付すべき事業税は、同条第一項ただし書の規定によつて申告納付しなければならぬ。

11 新法第七十二條の十三第六項、第七十二條の十四第三項、第七十二條の二十三の二、第七十二條の二十九第一項(清算中の法人の合併に關する部分に限る)及び第三項ただし書並びに第七十二條の三十第三項ただし書の規定は、清算中の法人が昭和三十一年七月一日以後に繼續し、又は合併により消滅した場合について適用する。

12 新法第七十二條の四十八第四項及び第五項の規定は、昭和三十一年六月三十日以前に解散した法人で同日までに清算の終了しないものに對しても適用する。

13 この法律の施行の際現に清算中の法人が繼續し、又は合併により消滅した場合において、当該法人の清算中の期間に係る事業税(旧地方税法(昭和二十三年法律第二十號)の規定による事業税附加税(昭和十五年法律第二十號)の規定による營業税、營業税附加税及び營業税割を含む)の賦課徴収に關して必要な事項は政令で定めることができる。

14 個人の行う事業に對する昭和三十一年度分の事業税については、所得から控除すべき金額は、新法第七十二條の二十一第一項の規定にかかわらず、年十萬圓とする。

15 新法第七十四條の二の規定は、昭和三十一年三月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用するものとし、同日前に係る分については、なお、従前の例による。

16 昭和三十一年度分の自動車税に關する規定(自動車税に關する規定の適用) 新法第四十七條第一項第二號中「二萬八千圓」とあるのは「二萬四千五百圓」と、「三萬圓」とあるのは「二萬六千五百圓」と、同条同項第三號中「六萬圓」とあるのは「五萬二千五百圓」と、「二萬八千圓」とあるのは「二萬四千五百圓」と読み替へるものとする。

17 附則第二項の規定によつて新法第三百十二條第四項の規定を昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税から適用する場合において、当該法人の当該事業年度の開始の日が昭和三十一年四月一日以前であるときは、当該法人が当該事業年度について申告納付すべき法人の市町村民税に限り、同法同条同項中「法人税額の課税標準の算定期間」とあるのは、「昭和三十一年四月一

市町村民税、法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割にあつては昭和三十年度分以前の法人等の市町村民税、法人税割にあつては昭和三十年七月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る分、固定資産税（第三百四十九条の三第四項、第三百四十九条の四第一項、第四百二十三条第九項及び第十項並びに第四百二十四条の改正規定に係る部分並びに附則第十九項から第二十二項までに係る部分を除く。）にあつては昭和三十年度分以前の分）については、なお、従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）

27 新法第七十三条の九第一項、第七十三条の十九第一項、第八十条第一項、第五百五十三条第一項、第五百五十六条第一項、第五百八十六條第一項、第五百八十九条第一項、第二百六十五条第一項、第二百七十二条第一項、第四百九十三條第一項、第五百二条第一項、第五百五十七條第一項、第六百二十四条第一項、第六百七十五條第一項、第六百八十二条第一項、第七百八条第一項及び第七百十五條第一項の規定は、この法律の施行後にした行為について適用し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（取引所税法の一部改正）

28 取引所税法（大正三年法律第二

十三号）の一部を次のように改正する。

29 健康保険法の一部を次のように改正する。

30 貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

31 法人税法の一部を次のように改正する。

32 閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

33 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

34 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

35 地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

36 前項の法人に対する事業税（旧地方税法（昭和二十三年法律第一百十号）の規定による事業税附加税及び事業税割並びに旧地方税法（昭和十五年法律第六十号）の規定による営業税、営業税附加税及び営業税割を含む。以下本項において同じ。）の課税標準、税率及び課税標準額の総額を二以上の道府県に分割す

べき場合の分割基準その他事業税の賦課徴収に關して新法及び従前の法令を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定めることができる。